

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

- 無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(総務九九)
- 無線局免許手続規則の一部を改正する省令(同一〇〇)
- 健康増進法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一〇九)
- 電気事業法施行規則及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令(経済産業五九)

(告示)

- 平成二十九年十一月三十日まで限り、無線局の免許等若しくは予備免許又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる条件を定める件(総務五一三)
- 除籍が滅失した件(法務四一九)
- 原戸籍が滅失した件(同四二〇)
- 日本国に帰化を許可する件(同四二一)
- 技術協力に関する日本国政府とアンティグア・バーブーダ政府との間の協定の署名に関する件(外務五〇七)

- アスンシオン大学病院移転及び整備計画のための贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同五〇八)
- 平成二十年度科学研究費補助金(特定奨励費)における事業計画調書の提出期限等を定める件(文部科学一一九)
- 登録有形文化財の登録を抹消した件(同一二〇)
- 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件(厚生労働二九三)
- 健康増進施設認定規程第二条第一号に規定する健康増進施設を認定した件(同一二九四)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(同一二九五)

- 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件(農林水産一〇九二)
- 区画漁業を免許した件(同一〇九三)
- 土地区画整理事業の施行規程の変更及び事業計画の変更を認可した件(国土交通一一六四)
- 道路に関する件(中国地方整備局八一)
- 道路に関する件(九州地方整備局一四六、一四七)

(国会事項)

(人事異動)

内閣 法務省 最高裁判所

(皇室事項)

(官庁報告)

官庁事項

紛失された外交官等身分証明票の無効について(外務省)
日本海西部地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について(農林水産省)

(公告)

諸事項

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、企業年金基金変更関係
会社その他

省令

○総務省令第九十九号
電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年九月三日
総務大臣 増田 寛也

無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令
無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第九十九号)の一部を次のように改正する。
附則第三条第二項中「平成十九年十一月三十日」の下に「総務大臣が別に告示する条件に適合する場合については、平成二十九年十一月三十日」を加える。
附則第四条第一項中「平成十九年十一月三十日」を「平成二十九年十一月三十日」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。
○総務省令第九十九号
電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年九月三日
総務大臣 増田 寛也

無線局免許手続規則の一部を改正する省令
無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一号の二の二中「并欄の四」を「并欄の四」に改め、同表注3(1)中「1W」を「15W」に改める。
別表第二号第3注41に次のように加える。

(7) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第九十九号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成十九年十一月三十日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備であることを記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備であることを記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備であることを記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(1) 第15条の2又は第15条の3第1項(同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。)の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号により明示すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備であることを記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備であることを記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(1) 第15条の2又は第15条の3第1項(同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。)の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号により明示すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備であることを記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(1) 第15条の2又は第15条の3第1項(同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。)の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号により明示すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備であることを記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備であることを記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備であることを記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(4) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備であることを記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備であることを記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(6) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備であることを記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備であることを記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(4) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備であることを記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(1) 包括登録の申請の場合に限り、登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数を記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備であることを記載すること。

無線設備規則の一部を改正する省令

(1) 当該届出に係る連絡先として、法人にあつては、その連絡先の名称並びに担当責任者の氏名及び電話番号その他必要な連絡先を記載すること。

接 収

無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備であることを記載すること。

○経済産業省令第五十九号

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十八條第二項、第三十九條第一項、第五十二條第一項及び第三項並びに第五十六條第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年九月三日 経済産業大臣 甘利 明

電気事業法施行規則及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

(電気事業法施行規則の一部改正)

第一条 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)の一部を次のように改正する。第四十八條第四項第五号中「固体高分子型」の下に「又は固体酸化物型」を加える。第八十一條第三号中「又は放射線管理設備」を「放射線管理設備又は原子炉格納施設のうち原子炉格納容器スプレイ設備若しくは可燃性ガス濃度制御設備」に改める。第八十三條第二号口中「高圧ガス保安法」の下に「昭和二十六年法律第二百四号」を加える。

第九十四條第一項第六号中「昭和二十六年法律第二百四号」を削る。

様式第五十六の表中「及び溶接事業者検査の場所」を「並びに溶接事業者検査の時期及び場所」に「審査を受けようとする組織に係る溶接士の数」を「受けようとする溶接安全管理審査の方法」に「審査を希望する年月日及び場所」を「審査希望年月日」に改め、同様式の備考に次の一項を加える。

3 受けようとする溶接安全管理審査の方法の欄には、電気事業法施行規則第83條の3に規定するいずれかの方法を記載すること。

(発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正)

第二条 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第二項中「場合には」「」の下に「筐体(排出口を除く。及び)」を加える。

附則

- (施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中電気事業法施行規則第八十一條及び様式第五十六の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。(経過措置)
2 この省令の施行の際現に電気事業法第五十二條第一項に基づき検査した、又は検査に着手しているものについては、なお従前の例による。

告示

○総務省告示第五百十三号
無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第百十九号)附則第三条第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月二十日までの限り、無線局の免許等若しくは予備免許又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる条件を次のように定める。
平成十九年九月三日 総務大臣 増田 寛也

使用する無線設備が平成十九年十一月三十日(設備規則第四十八條に規定する「レター」にあつては、平成二十四年十一月三十日)以前に製造された無線設備であること。
○法務省告示第四百十九号
神奈川県足柄上郡山北町役場保存の次の除籍が滅失した。
平成十九年九月三日 法務大臣 鳩山 邦夫

神奈川県足柄上郡山北町中川三百七十九番地
○法務省告示第四百二十号
北海道白糠郡白糠町役場保存の次の原戸籍が滅失した。
平成十九年九月三日 法務大臣 鳩山 邦夫

北海道白糠郡白糠町大字麻路村字麻路原野基線二十五番地
○法務省告示第四百二十一号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成十九年九月三日 法務大臣 鳩山 邦夫

住所 千葉県館山市沼1585番地2 李慶一 昭和53年6月14日生

住所 千葉県館山市長須賀76番地 千葉一 昭和55年12月19日生

住所 京都府宇治市伊勢田町名木3丁目1番地57 李慶一 昭和55年12月19日生

住所 京都市中京区姉小路通猪熊西人會本町277番地 金和 昭和47年10月6日生

住所 京都市左京区田中西西浦町20番地 洪美知子 昭和34年5月1日生

住所 昭和三十九年6月11日生 鄭登

住所 東京都板橋区富士見町4番14号 徐弥生 昭和56年3月24日生

住所 東京都豊島区西池袋3丁目5番9号 金海峰夫 昭和48年6月11日生

住所 神戸市須磨区大田町3丁目1番24-1102号 金英華 昭和58年2月7日生

住所 兵庫県西宮市獅子ヶ口町8番32号 李貞子 昭和39年9月27日生

住所 兵庫県川西市加茂1丁目12番17号 金圓 平成11年11月9日生

住所 兵庫県姫路市広畑区蒲田2丁目25番地 鄭琴 昭和41年2月5日生

住所 兵庫県姫路市広畑区蒲田2丁目25番地 桂泰孝 昭和42年3月17日生

住所 兵庫県川西市加茂1丁目12番17号 金麗江子 昭和44年10月13日生

住所 兵庫県川西市加茂1丁目12番17号 崔慶子 平成3年1月10日生

住所 兵庫県川西市加茂1丁目12番17号 崔良子 平成4年4月15日生

住所 兵庫県川西市加茂1丁目12番17号 崔基鏡 平成5年9月29日生

住所 兵庫県小野市黒川町12番地6 兵庫県小野市黒川町12番地6 金幸男 昭和15年3月29日生

住所 兵庫県小野市黒川町12番地6 本清子 昭和19年5月21日生

住所 兵庫県小野市黒川町12番地6 金勝廣 昭和42年4月5日生

住所 埼玉県戸田市大字新曾397番地 埼玉県戸田市大字新曾397番地 金国夫 昭和37年2月12日生

住所 東京都江東区豊戸6丁目19番1号 西好隆 昭和59年11月22日生

住所 北九州市八幡東区荒生田3丁目2番18-102号 李和美 昭和49年12月16日生

住所 福岡市東区東浜1丁目9番27-210号 李和美 昭和49年12月16日生

住所 福岡市東区東浜1丁目9番27-210号 南麗玉 昭和51年10月22日生

住所 東京都豊島区南池袋4丁目15番1号 張植子 昭和23年8月9日生

住所 鳥取県倉吉市下余戸147番地7 吳光男 昭和25年5月19日生

住所 鳥取県倉吉市下余戸147番地7 白亨子 昭和26年5月12日生

住所 鳥取県倉吉市下余戸147番地7 吳美幸 昭和50年8月1日生

住所 鳥取県倉吉市浦谷1386番地 吳惠子 昭和53年11月25日生

住所 東京都品川区旗の台6丁目33番2号 文理樹 昭和49年12月31日生

住所 大阪府淀川区加島3丁目中3番9号 李福来 昭和19年4月15日生

住所 諸葛善子 昭和20年3月24日生

住所 岩手県八幡平市田の沢65番地1 王麗娟 昭和42年3月22日生

住所 香川県高松市仏生山町甲961番地6 金隆子 昭和48年12月15日生

住所 香川県善通寺市稲木町181番地7 劉桂軍 昭和41年11月6日生

住所 和歌山市市小路98番地 姜望 昭和59年7月15日生

住所 埼玉県川口市飯塚3丁目11番9-102号 楊小燕 昭和57年5月14日生

住所 新潟市江南区越川甲409番地7 史德紅 昭和41年7月26日生

住所 広島県福山市西深津町5丁目17番19号 黃清子 昭和45年5月29日生

住所 宮城県大崎市古川石森字宮在家28番地 王春麗 昭和54年4月19日生

住所 横浜市瀬谷区瀬谷2丁目9番地1 朴勉美 昭和49年11月12日生

住所 新潟県南蒲原郡田上町大字田上丁2069番地 1

ワタナベ・マモル 平成13年4月27日生

ワタナベ・マモル 平成15年1月14日生

住所 福井県坂井市丸岡町八ツ口第41号6番地1 千久美 昭和34年1月6日生

住所 福井県坂井市丸岡町八ツ口第41号6番地1 崔裕美 平成元年8月28日生

住所 神戸市灘区中原通6丁目5番14-301号 崔啓太 昭和61年9月13日生

住所 岐阜県可児市瀬田1144番地1 フンツルソノ・マキヲ・オオモリ 平成2年1月29日生

住所 大阪府高石市東羽衣2丁目19番16号 朴貴惠 昭和44年9月1日生

住所 大阪府高石市東羽衣2丁目19番16号 朴博之 昭和49年1月24日生

住所 大阪府生野区中川西2丁目11番2号 白崎子 昭和26年5月24日生

住所 大阪府生野区中川西2丁目11番2号 李敏三 昭和56年9月14日生

住所 大阪府生野区中川西2丁目11番2号 李敏伍 昭和57年12月6日生